

【他市の適正な学校規模の基準】

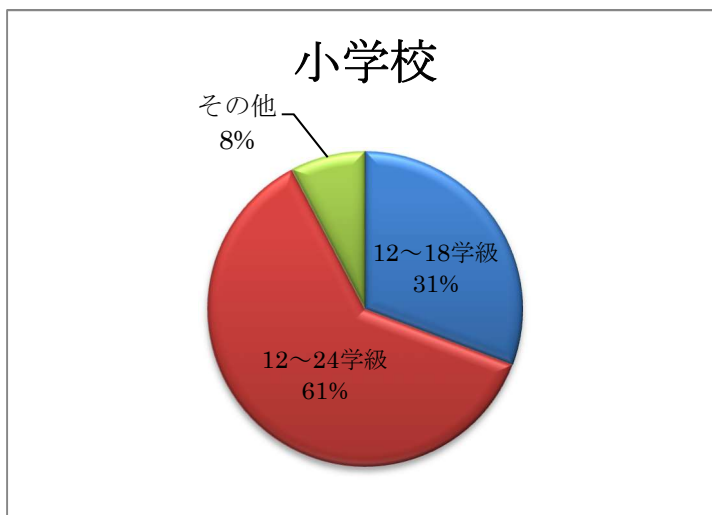
(1) 府内各市の状況

大阪府内の各市にアンケートを行ったところ、適正な学校規模の基準について、市で独自に定めている自治体は30市中13市ありました。基準の内容については下記のとおりです。

(質問：市独自で定めている適正な学校規模の基準は)

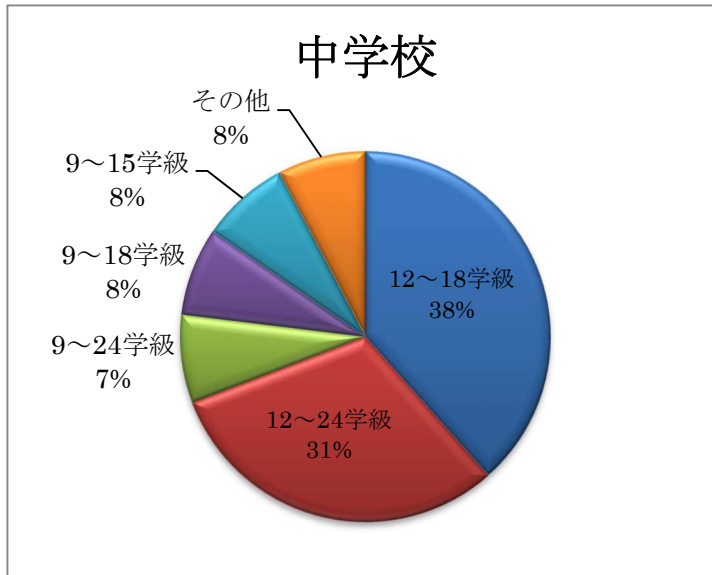
① 小学校

12～18 学級	4
12～24 学級	8
その他	1



② 中学校

12～18 学級	5
12～24 学級	4
9～24 学級	1
9～18 学級	1
9～15 学級	1
その他	1



③ 各市の具体的基準の内容

市独自に定めている適正な学校規模等の基準		
団体名	基準の内容	考え方
吹田市	小学校：12～24 学級 (7～11 学級は特筆すべき教育が期待できる場合許容範囲) 中学校：12～18 学級 (11 学級以下と 19～21 学級は特筆すべき教育が期待できる場合許容範囲)	○クラス替えができないことや、人間関係が固定化等の課題解消 ○学校施設を有効に活用し、多様な教育活動を展開することが可能になる規模を確保。 ○小規模校のデメリットを補うだけの特筆すべき教育は行われる場合は許容範囲とする。
高槻市	小・中学校ともに 12～24 学級 (24～30 学級までは許容範囲)	○1 学年 1 学級という固定的な学級環境で長期間教育活動を継続する状態は望ましいといえない。 ○教員の学習指導の研鑽や学校運営の面も考慮し、基準を設定。
摂津市	小・中学校ともに 12～24 学級	○小規模校では、児童生徒数の少なさによる人間関係の固定化や、学校運営上の支障があるなどデメリットが大きい等の課題を考慮。
守口市	小学校：12～18 学級 (9～11 学級、19～24 学級は準適正規模) 中学校：12～18 学級 (9～11 学級、19～21 学級は準適正規模)	○人間関係の固定化の問題を解消し多くの友達との交流の中で多様なものの見方に触れ切磋琢磨できる教育環境とともにバランスのとれた教職員配置や組織的で機能的な学校運営を確保するため
枚方市	小学校：12～24 学級 中学校：9～24 学級	○法令や枚方市学校規模等適正化審議会の答申及び学習指導面や学校運営面、学校施設面等を総合的に勘案し適正規模の基準を設定。
寝屋川市	小・中学校ともに 12～24 学級	○法令や寝屋川市校区問題審議会の答申を踏まえ基準を設定。
門真市	小・中学校ともに 12～18 学級 (19～24 学級までは許容範囲)	○門真市学校適正配置審議会の答申を踏まえ基準を設定。 ○学級替えのできない 1 学年単学級の問題や教員配置の問題等を考慮。また、一定の教員数を確保することによって、特色ある学校づくりを推進するための組織体制が組みやすいというメリットも許容範囲を設定する上で考慮。
交野市	小学校：12～24 学級 中学校：9～18 学級 (19～24 学級は許容範囲)	○全学年でクラス替えを可能にすることや、学習活動の特質に応じ、学級を超えた集団を編成することを考慮。 ○中学校の学習指導は教科担任制であり、教員の配置定数や学校運営の観点から学校全体で 9 学級以上は必要とし、校区により児童生徒数の増減の割合に差が見られることから、今後の状況

【資料8】

		変化へも対応するため19～24学級についても許容範囲とする。
八尾市	小学校：12～24学級 中学校：12～18学級	○審議会による答申を基準とする。 ○小学校では集団づくりの観点や学習活動を保障する観点から基準を設定。 ○中学校では教科担任制の観点や学習活動を保障する観点から基準を設定。
柏原市	1学年20名程度以上 小学校：12～24学級 中学校：9～15学級 小学校通学距離：3km以内 中学校通学距離：4km以内	○国が標準としている学校規模を基準とし、市の実態を踏まえ基準を設定。 ○小学校では全学年でクラス替えが可能であることや、多様な学習活動の確保を考慮。 ○中学校では教科担任制のため、教員の配置定数や学校運営の観点を考慮。
東大阪市	小・中学校ともに12～24学級	○法令及び文部科学省の指針に準拠し設定。
和泉市	適正配置を行う小中学校の学校（学級）規模が36学級程度以内であれば、施設一体型小中一貫校を検討する。 小中学校の規模が36学級以上でも、小学校と小学校の学校（学級）規模が24学級程度以内であれば、小学校と小学校の適正配置を検討する。	
阪南市	小・中学校ともに12～18学級	○国の基準や阪南市小中学校及び幼稚園整理統合審議会の答申を踏まえ基準を設定。